

富山県移住支援金制度法人向けQ & A

1 登録申請について

Q 1 毎年度、申請をする必要がありますか。

A 1 申請は毎年度することは要しませんが、対象法人要件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨、ご連絡願います。

Q 2 登録料は必要でしょうか。

A 2 登録や求人掲載は無料です。また、移住者に対しての支援金についても、法人に負担を求めることはありません。

Q 3 既にとやまUターンガイドに登録していますが、改めて移住支援金対象法人としての申請が必要でしょうか。

A 3 必要です。「②対象法人登録申請（登録申請書及び添付書類（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（正本）、その他必要な書類等）の提出）」をお願いします。

Q 4 対象法人登録申請後、すぐに移住支援金の対象求人を入力できますか。

A 4 対象法人としての要件を満たしているか、県で確認し、電子メールにて承認通知後に入力が可能となります。

Q 5 法人番号は、どこで確認すればよいでしょうか。

A 5 国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) で確認が可能です。

なお法人番号は、12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字（チェックデジット）の数字のみで構成される13桁の番号になります。登記事項証明書に記載されている、会社法人等番号（12桁）は基礎番号部分ですので、会社法人等番号のみを記入されないよう、ご注意願います。

2 対象法人、対象求人に関する要件について

Q 6 法人には、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合、一般社団法人、学校法人、商工会、商工会議所や1次産業の法人は含まれますか。

A 6 含まれます。

Q 7 第三セクターとはどのような法人を言いますか。

A 7 第三セクターとは、以下の法人のことを言います。

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む）並びに特例民法法人のうち、地方公共団体が出資を行っている法人。
- ・会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社のうち、地方公共団体が出資を行っている法人。

Q 8 みなし大企業とはどのような法人でしょうか。

A 8 以下のいずれかの該当する法人です。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

Q 9 「勤務地限定型社員」は、どこまでの範囲が認められますか。例えば、県内は良いが、複数県にまたがる範囲は認めないなどの範囲の制約はありますか。

A 9 勤務地限定社員の考え方は、東京圏への転勤の可能性がないことが担保されれば、本社が東京圏にあっても本事業の対象とすることが適当との判断によるものです。そのため、東京圏への転勤の可能性がなければ、範囲は特に指定しません。

Q 10 移住支援金の法人登録は支店や工場単位で登録できるでしょうか。

A 10 法人単位での登録をお願いします。

Q 11 富山県に本店のある法人で他県が就業地である求人を考えている場合、どの県のマッチングサイトに求人票を提出したらよいでしょうか。

A 11 移住支援金は、移住支援金対象者が勤務地に関わらず居住地となる市町村に申請することとなっています。

そのため、就業地が他県である場合は、他県のマッチングサイトに求人票を提出願います。

3 移住支援金対象者について

Q12 移住支援金対象者が、就業後に移住しても、移住支援金の対象となるのでしょうか。

A12 移住と就業の順序は問わず、制度開始後に、とやまUターンガイドに対象求人が掲載された後に就業して移住支援金申請時に就業から3か月が経過しており、かつ、転入して移住支援金申請時に転入後3か月以上1年以内であれば支給対象となります。

Q13 移住希望者がとやまUターンガイドに掲載された求人情報を閲覧しておらず、とやまUターンガイドを介さずに就業した場合でも移住支援金の対象となりますか。

A13 とやまUターンガイドを介すか、否かは問わず、支給対象となります。但し、とやまUターンガイドに移住支援金の対象求人として掲載された後に応募して就業する必要があります。

Q14 移住支援金対象者が、就業した場合、法人における手続きが必要でしょうか。

A14 移住支援金対象者の求めに応じて、就業証明書の発行をお願いします。

Q15 移住就業した社員等が移住支援金受給した後、移住支援対象法人が気を付けるべきことはありますか。

A15 移住支援金は申請日より ①1年以内に退職 ②5年以内に富山県外に転出した場合等に支給した移住支援金の全部または一部を返還いただく必要があります。

①の場合は、速やかに各市町村にご報告いただくとともに、②が発生しないよう、県外への転勤等についてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

ただし、②の場合であっても、一定期間の研修等（対象法人に在職したまま）の場合には返還の必要はありません。具体的には、以下の要件を満たす場合に限り、返還の必要はありません。

○要件

就業先により発行された、「富山県外の市区町村に転出する期間が1年以内であること」、「転出した者は、転出先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること」を証する書類を提出したこと。